

# オプション取引におけるフレックス限月取引の導入等に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表 .....	16
3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表 .....	20
4. J－N E T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 .....	23
5. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	29
6. 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	32
7. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 .....	36
8. J－N E T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 .....	44

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(市場デリバティブ取引の種類) 第3条 本所の市場における市場デリバティブ取引は、次の各号に定める取引とする。 (1)・(2) (略) (3) 有価証券オプション取引 有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引及び同号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引としてこの規程に定める取引に係るものであって、有価証券オプション（権利取得者（当該有価証券オプションを付与された者をいう。）の意思表示により当事者間において、有価証券の売買又は当該意思表示を行う場合の有価証券の価格としてあらかじめ設定した価格と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該有価証券の価格（以下「現実価格」という。）との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利をいう。以下同じ。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。 (4)・(5) (略)	(市場デリバティブ取引の種類) 第3条 本所の市場における市場デリバティブ取引は、次の各号に定める取引とする。 (1)・(2) (略) (3) 有価証券オプション取引 有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引であって、有価証券オプション（権利取得者（当該有価証券オプションを付与された者をいう。）の意思表示により当事者間において、有価証券の売買を成立させることができる権利をいう。以下同じ。）を相手方が当事者の一方付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。
(用語の意義) 第4条 この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。 (1)～(3)の2 (略) (4) 権利行使価格とは、有価証券オプションについては、当該オプションの権利行使を行う場合の約定値段としてあらかじめ設定した価格又は前条第3号の意思表示を行う場合の有価証券の価格としてあらかじめ設定した価格をいい、国債証券先物オプションについては、当該オプションの権利行使を行う場合の約定値段としてあらかじめ設定した価格をいい、指數オプションについては、前条第5号の意思表示を行う場合の指數としてあらかじめ設定した数値をいう。 (5)～(10) (略)	(用語の意義) 第4条 この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。 (1)～(3)の2 (略) (4) 権利行使価格とは、有価証券オプション及び国債証券先物オプションについては、当該オプションの権利行使を行う場合の約定値段としてあらかじめ設定した価格をいい、指數オプションについては、前条第5号の意思表示を行う場合の指數としてあらかじめ設定した数値をいう。
	(5)～(10) (略)

(11) 取引日とは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。

a (略)

b 指数先物取引及び指数オプション取引

一日の午後4時15分から、その翌日の午後4時までをいう。ただし、フレックス限月取引（取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。）にあっては、一日の午後3時30分から、その翌日の同時刻に至るまでをいう。

c 有価証券オプション取引（フレックス限月取引に限る。）

一日の午後3時30分から、その翌日の同時刻に至るまでをいう。

(12)～(14) (略)

#### (取引の対象)

第8条 有価証券オプション取引の対象は、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券のうち、次条に定める基準に基づき本所が選定した有価証券（以下「オプション対象証券」という。）に係る次の各号に掲げる有価証券オプションとする。

(1) 有価証券プットオプション  
次のa及びbに掲げる有価証券オプションとする。

a 権利行使により成立する有価証券の売買において、権利行使価格で次項及び第3項に規定するオプション対象証券の数量（以下本項において同じ。）の売付けを成立させることができる有価証券オプション

b 権利行使により、現実価格が権利行使価格を下回った場合にその差にオプション対象証券の数量を乗じて得た額の金銭を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができる有価証券オプション

(2) 有価証券コールオプション  
次のa及びbに掲げる有価証券オプシ

(11) 取引日とは、次のa及びbに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。

a (略)

b 指数先物取引及び指数オプション取引

一日の午後4時15分から、その翌日の午後4時までをいう。

(新設)

(12)～(14) (略)

#### (取引の対象)

第8条 有価証券オプション取引の対象は、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券のうち、次条に定める基準に基づき本所が選定した有価証券（以下「オプション対象証券」という。）に係る次の各号に掲げる有価証券オプションとする。

(1) 権利行使により成立する有価証券の売買において、権利行使価格で次項及び第3項に規定するオプション対象証券の数量（次号において同じ。）の売付けを成立させることができる有価証券オプション（以下「有価証券プットオプション」という。）

(新設)

(新設)

(2) 権利行使により成立する有価証券の売買において、権利行使価格でオプシ

ヨンとする。

- a 権利行使により成立する有価証券の売買において、権利行使価格でオプション対象証券の数量の買付けを成立させることができる有価証券オプション
  - b 権利行使により、現実価格が権利行使価格を上回った場合にその差にオプション対象証券の数量を乗じて得た額の金銭を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができるとする有価証券オプション
- 2 最小単位の権利行使により成立する前項各号に規定する売買又は取引に係る数量（以下「有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量」という。）は、オプション対象証券の売買単位（当該オプション対象証券を上場する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「オプション対象証券上場取引所」という。）が規則により定める売買単位をいう。以下同じ。）に係る数量とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、有価証券オプションについて、第12条第2項の規定に基づき有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を調整した場合には、当該調整した数量のオプション対象証券の売買又は現実価格と権利行使価格との差に当該調整した数量を乗じて得た額の金銭を授受することとなる取引が最小単位の権利行使により成立するものとする。
- 4 有価証券オプション取引において、銘柄とは、オプション対象証券、有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量、権利行使日、権利行使価格及び権利行使により成立する取引の種別を同一とする有価証券プットオプション及び有価証券コールオプションをいうものとする。

（オプション対象証券の選定基準）

#### 第9条（略）

- 2 （略）
- 3 第1項の規定にかかわらず、オプション対象証券の発行会社（投資法人を含む。）の企業再編（合併（投資法人の合併を含む。）、株式交換、株式移転及び会社分割等をいう。以下この章及び第53条において

ヨン対象証券の数量の買付けを成立させることができる有価証券オプション（以下「有価証券コールオプション」といふ。）

（新設）

（新設）

- 2 最小単位の権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る数量（以下「有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量」という。）は、オプション対象証券の売買単位（当該オプション対象証券を上場する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「オプション対象証券上場取引所」という。）が規則により定める売買単位をいう。以下同じ。）に係る数量とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、有価証券オプションについて、第12条第2項の規定に基づき有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を調整した場合には、当該調整した数量のオプション対象証券の売買が最小単位の権利行使により成立するものとする。
- 4 有価証券オプション取引において、銘柄とは、オプション対象証券、有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量、権利行使日及び権利行使価格を同一とする有価証券プットオプション及び有価証券コールオプションをいうものとする。

（オプション対象証券の選定基準）

#### 第9条（略）

- 2 （略）
- 3 第1項の規定にかかわらず、オプション対象証券の発行会社（投資法人を含む。）の企業再編（合併、株式交換、株式移転及び会社分割等をいう。以下同じ。）が行われた場合において、当該企業再編に係る新

て同じ。) が行われた場合において、当該企業再編に係る新設会社(新設投資法人を含む。以下この章において同じ。)若しくは存続会社(存続投資法人を含む。以下第10条の2において同じ。)の発行する有価証券をオプション対象証券に選定するとき又はオプション対象証券(投資信託受益証券に限る。)の併合(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第16条第2号に規定する併合をいう。以下この項において同じ。)が行われた場合において当該併合に伴い発行される投資信託受益証券をオプション対象証券に選定するときは、企業再編及び併合の形態並びに企業再編前及び併合前のオプション対象証券の売買高等を勘案するものとする。

(限月取引及びその数)

第10条 有価証券オプション取引は、有価証券オプションについて、次の各号に掲げる限月取引により行うものとする。ただし、本所が指定するオプション対象証券に係る有価証券オプションについては、フレックス限月取引のみにより行うものとする。

(1) 通常限月取引(毎月の第二金曜日の前日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。)

(2) フレックス限月取引

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 通常限月取引

直近の2限月取引と特定限月取引のうち直近の2限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は、各特定限月取引を8か月、特定限月取引以外の各限月取引を2か月とする。

(2) フレックス限月取引

取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする限月取引を行う。この場合における取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して3年が経過した日までの取引日に限る。

3 新たな限月取引の取引開始日は、次の各

設会社若しくは存続会社の発行する有価証券をオプション対象証券に選定するとき又はオプション対象証券(投資信託受益証券に限る。)の併合(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第16条第2号に規定する併合をいう。以下この項において同じ。)が行われた場合において当該併合に伴い発行される投資信託受益証券をオプション対象証券に選定するときは、企業再編及び併合の形態並びに企業再編前及び併合前のオプション対象証券の売買高等を勘案するものとする。

(限月取引及びその数)

第10条 有価証券オプション取引は、有価証券オプションについて、毎月の第二金曜日の前日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。

(新設)

(新設)

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、直近の2限月取引と特定限月取引のうち直近の2限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は、各特定限月取引を8か月、特定限月取引以外の各限月取引を2か月とする。

(新設)

(新設)

3 前項に規定する各限月取引のうち、最初

号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 通常限月取引

最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の翌日を新たな限月取引の取引開始日とする。

(2) フレックス限月取引

取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする各限月取引について、本所が当該指定を行った日又はその翌日を取引開始日とし、本所が定める時刻から取引を開始する。

4 (略)

(限月取引の特別設定)

第10条の2 第53条第3項の規定に基づき有価証券オプションを引き継ぐ場合において、企業再編に係る新設会社若しくは存続会社が発行する有価証券又は投資信託の併合に伴い発行される有価証券（以下「上場継続有価証券」という。）に係る有価証券オプション取引について、当該企業再編又は投資信託の併合により上場廃止となるオプション対象証券に係る本所が指定する有価証券オプション取引の銘柄（以下「引継ぎ元銘柄」という。）に係るフレックス限月取引の取引最終日と同一の日を取引最終日とするフレックス限月取引が行われていないときは、当該企業再編又は投資信託の併合の効力発生日（オプション対象証券がテクニカル上場規定（オプション対象証券上場取引所が東京証券取引所である場合は有価証券上場規程に定めるテクニカル上場規定をいい、それ以外の場合には当該オプション対象証券上場取引所におけるこれに相当する規定をいう。以下第13条において同じ。）の適用を受ける場合にあっては、その上場日）（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の本所が定める時刻から、当該取引最終日の日を取引最終日とするフレックス限月取引を行う。

(権利行使価格及びその数)

第11条 (略)

2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の翌日を新たな限月取引の取引開始日とする。

(新設)

(新設)

4 (略)

(新設)

(権利行使価格及びその数)

第11条 (略)

2 前項に規定する権利行使価格は、オプション対象証券1株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては1口。次条、第13

条及び第26条第8項第3号において同じ。）につき、指定市場（オプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場のうちオプション対象証券の売買高等を基準として本所が指定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）におけるオプション対象証券の値段に基づき、次の各号に定める刻みの幅で設定する当該刻みの幅の整数倍の価格とし、当該限月取引の取引開始日に本所が定めるところにより5種類設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) 通常限月取引

オプション対象証券1株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては1口。次号、次条、第13条及び第26条第8項第3号において同じ。）につき、指定市場（オプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場のうちオプション対象証券の売買高等を基準として本所が指定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）におけるオプション対象証券の値段に基づき、次のaからpに定める刻みの幅で設定する当該刻みの幅の整数倍の価格とし、当該限月取引の取引開始日に本所が定めるところにより5種類設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

- a 権利行使価格が500円未満の場合は25円
- b 権利行使価格が500円以上1,000円未満の場合は50円
- c 権利行使価格が1,000円以上2,000円未満の場合は100円
- d 権利行使価格が2,000円以上5,000円未満の場合は200円
- e 権利行使価格が5,000円以上3万円未満の場合は500円
- f 権利行使価格が3万円以上5万円未満の場合は1,000円
- g 権利行使価格が5万円以上10万円未満の場合は2,500円
- h 権利行使価格が10万円以上20万円未満の場合は1万円
- i 権利行使価格が20万円以上50万円未満の場合は5万円

(1) 権利行使価格が500円未満の場合  
は25円

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

円未満の場合は2万円

- j 権利行使価格が50万円以上100万円未満の場合は5万円
- k 権利行使価格が100万円以上200万円未満の場合は10万円
- l 権利行使価格が200万円以上500万円未満の場合は20万円
- m 権利行使価格が500万円以上1,000万円未満の場合は50万円
- n 権利行使価格が1,000万円以上2,000万円未満の場合は100万円
- o 権利行使価格が2,000万円以上5,000万円未満の場合は200万円
- p 権利行使価格が5,000万円以上の場合は500万円

(2) フレックス限月取引

オプション対象証券1株につき、本所が定める刻みの価格とし、取引参加者の申請に基づき、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に、本所が定めるところにより設定する。

(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 権利行使価格が500円以上1,000円未満の場合は50円

(3) 権利行使価格が1,000円以上2,000円未満の場合は100円

(4) 権利行使価格が2,000円以上5,000円未満の場合は200円

(5) 権利行使価格が5,000円以上3万円未満の場合は500円

(6) 権利行使価格が3万円以上5万円未満の場合は1,000円

(7) 権利行使価格が5万円以上10万円未満の場合は2,500円

(8) 権利行使価格が10万円以上20万円未満の場合は1万円

(9) 権利行使価格が20万円以上50万円未満の場合は2万円

(10) 権利行使価格が50万円以上100万円未満の場合は5万円

(11) 権利行使価格が100万円以上200万円未満の場合は10万円

(12) 権利行使価格が200万円以上500万円未満の場合は20万円

(13) 権利行使価格が500万円以上1,000万円未満の場合は50万円

(14) 権利行使価格が1,000万円

		<u>以上2,000万円未満の場合は100万円</u>
(削る)		<u>(15) 権利行使価格が2,000万円以上5,000万円未満の場合は200万円</u>
(削る)		<u>(16) 権利行使価格が5,000万円以上の場合は500万円</u>
3 (略)	3 (略)	
		(権利行使価格の特別設定)
第13条 前条第2項の規定に基づき数量の調整を行った場合には、原則として、当該限月取引(フレックス限月取引を除く。)について、次の各号に定める権利落の区分に従い、当該各号に定める日に、前条第1項の規定により調整した権利行使価格と区分して、オプション対象証券の売買単位に係る数量を有価証券オプション1単位とする権利行使価格の設定(以下「権利行使価格の特別設定」という。)を行う。	第13条 前条第2項の規定に基づき数量の調整を行った場合には、原則として、当該限月取引について、次の各号に定める権利落の区分に従い、当該各号に定める日に、前条第1項の規定により調整した権利行使価格と区分して、オプション対象証券の売買単位に係る数量を有価証券オプション1単位とする権利行使価格の設定(以下「権利行使価格の特別設定」という。)を行う。	
(1) ~ (2) (略)	(1) ~ (2) (略)	
2・3 (略)	2・3 (略)	
4 <u>第53条第3項の規定に基づき有価証券オプションを引き継ぐ場合において、上場継続有価証券のオプション対象証券に係る本所が指定する有価証券オプション取引の銘柄(以下「引継ぎ銘柄」という。)が設定されていないときには、企業再編又は投資信託の併合の効力発生日(オプション対象証券がテクニカル上場規定の適用を受ける場合にあっては、その上場日)(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に、当該引継ぎ銘柄の設定(第10条の2の規定により新たに開始する限月取引に係る権利行使価格の設定を含む。)を行う。</u>		
(取引の対象)		(取引の対象)
第14条 (略)	第14条 (略)	
2 指数オプション取引における対象指数は、次の各号に掲げる指数とする。	2 指数オプション取引における対象指数は、次の各号に掲げる指数とする。	
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)	
<u>(4) 東証銀行業株価指数</u>	<u>(4) 東証銀行業株価指数</u>	
<u>(5) 東証REIT指数</u>	<u>(5) 東証REIT指数</u>	
3 取引換算額は、日経平均オプション(日経平均に係る指数オプションをいう。以下同じ。) <u>JPX日経インデックス400オプション</u> (JPX日経インデックス400オプション)	3 取引換算額は、日経平均オプション(日経平均に係る指数オプションをいう。以下同じ。) <u>JPX日経インデックス400オプション</u> (JPX日経インデックス400オプション)	

0に係る指数オプションをいう。以下同じ。) 及び東証REIT指数オプション(東証REIT指数に係る指数オプションをいう。以下同じ。)に係るものにあっては1,000円、東証株価指数オプション(東証株価指数に係る指数オプションをいう。以下同じ。)及び東証銀行業株価指数オプション(東証銀行業株価指数に係る指数オプションをいう。以下同じ。)に係るものにあっては1万円とする。

- 4 指数オプション取引において、銘柄(第40条第2項において対象指数の各構成銘柄を指して使用する場合を除く。)とは、対象指数、権利行使日、権利行使価格及びオプション清算数値(第40条に規定するオプション清算数値をいう。)の算出方法の種別を同一とする指数プットオプション及び指数コールオプションをいうものとする。

(限月取引及びその数)

第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象オプション(指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。)の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。

(1) 日経平均オプション

a 通常限月取引

b (略)

c フレックス限月取引

(2) 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション

a 通常限月取引

b フレックス限月取引

(3) 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプション フレックス限月取引

- 2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均オプション

a・b (略)

c フレックス限月取引

取引参加者の申請に基づき、本所が

00に係る指数オプションをいう。以下同じ。)に係るものにあっては1,000円、東証株価指数オプション(東証株価指数に係る指数オプションをいう。以下同じ。)に係るものにあっては1万円とする。

- 4 指数オプション取引において、銘柄(第40条第2項において使用する場合を除く。)とは、対象指数、権利行使日及び権利行使価格を同一とする指数プットオプション及び指数コールオプションをいうものとする。

(限月取引及びその数)

第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象オプション(指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。)の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。

(1) 日経平均オプション

a 通常限月取引(毎月の第二金曜日の前日に終了する取引日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。)

b (略)

(新設)

(2) 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション  
通常限月取引

(新設)

(新設)

- 2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均オプション

a・b (略)

(新設)

指定する取引日を取引最終日とする限月取引を行う。この場合における取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5年が経過した日までの取引日に限る。

(2) 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション  
(削る)

a 通常限月取引

特定限月取引の13限月取引及び当該特定限月取引以外の直近の6限月取引の19限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については5年（3月及び9月の限月取引については1年6か月）、特定限月取引以外の限月取引については9か月とする。

b フレックス限月取引

取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする限月取引を行う。この場合における取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5年が経過した日までの取引日に限る。

(3) 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプション

取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする限月取引を行う。この場合における取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5年が経過した日までの取引日に限る。

3 新たな限月取引の取引開始日は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) • (2) (略)

(3) フレックス限月取引

取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする各限月取引について、本所が当該指定を行った日又はその翌日の本所が定める時刻から開始する。

4 (略)

(2) 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション  
特定限月取引の13限月取引及び当該特定限月取引以外の直近の6限月取引の19限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については5年（3月及び9月の限月取引については1年6か月）、特定限月取引以外の限月取引については9か月とする。

(新設)

(新設)

(新設)

3 新たな限月取引の取引開始日は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) • (2) (略)

(新設)

4 (略)

<p>(権利行使価格及びその数)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p>(1) 日経平均オプション</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c フレックス限月取引</u>  <u>指數オプション取引における日経平均の数値につき、1銭刻みで設定する数値とし、取引参加者の申請に基づき、本所が定めるところにより設定する。</u></p> <p>(2) 東証株価指数オプション  (削る)</p> <p>a <u>通常限月取引</u>  <u>指數オプション取引における東証株価指数の数値につき、50ポイント刻みで設定する50ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより13種類設定する。</u></p> <p>b <u>フレックス限月取引</u>  <u>指數オプション取引における東証株価指数の数値につき、0.01ポイント刻みで設定する数値とし、取引参加者の申請に基づき、本所が定めるところにより設定する。</u></p> <p>(3) J P X 日経インデックス400オプション  (削る)</p> <p>a <u>通常限月取引</u>  <u>指數オプション取引におけるJ P X 日経インデックス400の数値につき、500ポイント刻みで設定する500ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより17種類設定する。</u></p>	<p>(権利行使価格及びその数)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p>(1) 日経平均オプション</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 東証株価指数オプション  <u>指數オプション取引における東証株価指数の数値につき、50ポイント刻みで設定する50ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより13種類設定する。</u>  (新設)</p> <p>(3) J P X 日経インデックス400オプション  <u>指數オプション取引におけるJ P X 日経インデックス400の数値につき、500ポイント刻みで設定する500ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより17種類設定する。</u>  (新設)</p>
---	---

b フレックス限月取引  
指数オプション取引におけるJPX日経インデックス400の数値につき、0.01ポイント刻みで設定する数値とし、取引参加者の申請に基づき、本所が定めるところにより設定する。

(4) 東証銀行業株価指数オプション  
指数オプション取引における東証銀行業株価指数の数値につき、0.01ポイント刻みで設定する数値とし、取引参加者の申請に基づき、本所が定めるところにより設定する。

(5) 東証REIT指数オプション  
指数オプション取引における東証REIT指数の数値につき、0.01ポイント刻みで設定する数値とし、取引参加者の申請に基づき、本所が定めるところにより設定する。

3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより設定することができる。

(1) (略)

(2) 東証株価指数オプション

a 当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない通常限月取引

50ポイント刻みで設定する50ポイントの整数倍の数値

b 前aに掲げる通常限月取引以外の通常限月取引

25ポイント刻みで設定する25ポイントの整数倍の数値

(3) JPX日経インデックス400オプション

a 当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない通常限月取引

500ポイント刻みで設定する500ポイントの整数倍の数値

b 前aに掲げる通常限月取引以外の通常限月取引

250ポイント刻みで設定する250ポイントの整数倍の数値

4 前2項のほか、各指数オプション取引におけるフレックス限月取引については、本

(新設)

(新設)

(新設)

3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより設定することができる。

(1) (略)

(2) 東証株価指数オプション

a 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引

50ポイント刻みで設定する50ポイントの整数倍の数値

b 前aに掲げる限月取引以外の限月取引

25ポイント刻みで設定する25ポイントの整数倍の数値

(3) JPX日経インデックス400オプション

a 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引

500ポイント刻みで設定する500ポイントの整数倍の数値

b 前aに掲げる限月取引以外の限月取引

250ポイント刻みで設定する250ポイントの整数倍の数値

(新設)

所が定めるところにより、全部又は一部の限月取引について、新たな権利行使価格を設定することができる。

(立会の区分及び取引時間等)

第18条 競争売買市場（本所の市場のうち立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における市場デリバティブ取引（以下この章から第5章までにおいて単に「市場デリバティブ取引」という。）の立会の区分及び各立会の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、フレックス限月取引については競争売買市場における立会による市場デリバティブ取引は行わないものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(権利行使日等)

第37条 有価証券オプション取引における権利行使日は、各銘柄の取引最終日とし、指數オプション取引における権利行使日は、各銘柄の取引最終日の終了する日の翌日とする。ただし、指數オプション取引のフレックス限月取引において、権利行使日における対象指數の最終の数値をオプション清算数値とするものの権利行使日は、各銘柄の取引最終日の終了する日とする。

2～4 (略)

5 フレックス限月取引に係る有価証券オプションのうち、権利行使により権利行使価格と現実価格との差に基づいて金銭を授受することとなる取引が成立するものについては、当該金銭の授受の決済は第12条第2項に規定するオプション対象証券の最終の約定値段に基づき、権利行使日の翌日に行うものとする。

6 (略)

(オプション清算数値)

第40条 (略)

2 前項のオプション清算数値は、権利行使日における対象指數の各構成銘柄の東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない

(立会の区分及び取引時間等)

第18条 競争売買市場（本所の市場のうち立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における市場デリバティブ取引（以下この章から第5章までにおいて単に「市場デリバティブ取引」という。）の立会の区分及び各立会の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(権利行使日等)

第37条 有価証券オプション取引における権利行使日は、各銘柄の取引最終日とし、指數オプション取引における権利行使日は、各銘柄の取引最終日の終了する日の翌日とする。

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(オプション清算数値)

第40条 (略)

2 前項のオプション清算数値は、権利行使日における対象指數の各構成銘柄の東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない

銘柄については、本所が定める値段)に基づき算出した特別な指標(以下「特別清算数値」という。)とする。ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時に予め清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、権利行使日における対象指標の最終の数値とする。

3 前項の規定にかかわらず、取引最終日の終了する日の翌日(フレックス限月取引において、権利行使日における対象指標の最終の数値をオプション清算数値とするものについては取引最終日の終了する日)に東京証券取引所における株券の売買立会が停止された場合(東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により株券の売買が停止された場合を含む。)で本所が必要と認めるときにおけるオプション清算数値は、本所がその都度定める日まで、本所がその都度定める。

4 (略)

5 前項の規定は、権利行使日における対象指標の最終の数値をオプション清算数値とする場合において、当該対象指標の最終の数値についてこれを準用する。

6 (略)

(有価証券オプションの上場廃止等)

第53条 (略)

2 (略)

3 第1項第1号の場合において、オプション対象証券が企業再編又は投資信託の併合により上場廃止となり、かつ、当該企業再編又は投資信託の併合に係る上場継続有価証券がオプション対象証券であるとき(本所が新たに選定するときを含む。)は、本所は当該上場廃止となるオプション対象証券に係る有価証券オプションを、上場継続有価証券に係る有価証券オプションとして、本所が定めるところにより、引き継ぐことができる。

4 前項の規定に基づき有価証券オプションの引継ぎを行う場合は、引継ぎ元銘柄について、本所が定めるところにより、引継ぎ銘柄として有価証券オプション取引を行うものとする。ただし、引継ぎ元銘柄に本所が定める時点において建玉がない場合には、この限りではない。

(取引に関する通知書の送付)

銘柄については、本所が定める値段)に基づき算出した特別な指標(以下「特別清算数値」という。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所における株券の売買立会が停止された場合(東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により株券の売買が停止された場合を含む。)で本所が必要と認めるときにおけるオプション清算数値は、本所がその都度定める日まで、本所がその都度定める。

4 (略)

(新設)

5 (略)

(有価証券オプションの上場廃止等)

第53条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(取引に関する通知書の送付)

第55条 取引参加者は、市場デリバティブ取引（第34条に規定する過誤訂正等のための取引を含む。）に係る未決済勘定がある顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を毎月送付するものとする。

(1) 次のaからeまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a・b (略)

c 有価証券オプション取引

(a)～(e) (略)

(f) 権利行使により成立する取引の種別（フレックス限月取引に限る）

d (略)

e 指数オプション取引

(a)～(d) (略)

(e) オプション清算数値の算出方法の種別（フレックス限月取引に限る）

(2)～(6) (略)

2～6 (略)

第55条 取引参加者は、市場デリバティブ取引（第34条に規定する過誤訂正等のための取引を含む。）に係る未決済勘定がある顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を毎月送付するものとする。

(1) 次のaからeまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a・b (略)

c 有価証券オプション取引

(a)～(e) (略)

(新設)

d (略)

e 指数オプション取引

(a)～(d) (略)

(新設)

(2)～(6) (略)

2～6 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年6月25日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の意義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この規程において使用する有価証券オプション取引（法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち有価証券の売買に係るもの及び同号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として業務規程に定める取引（有価証券に係る取引に限る。）に係るものをいう。以下同じ。）に係る用語（有価証券の売買について使用する用語を除く。）の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程及びJ－NET市場特例において定めるところによるものとする。 4～8 (略)	(用語の意義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この規程において使用する有価証券オプション取引（法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち有価証券の売買に係るもの）をいう。以下同じ。）に係る用語（有価証券の売買について使用する用語を除く。）の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程及びJ－NET市場特例において定めるところによるものとする。 4～8 (略)
(権利行使の申告) 第12条 (略) 2 <u>指数先物等非清算参加者は、権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前項の権利行使の申告を行うことができないものとする。</u>  (1) <u>有価証券プットオプションのうち、権利行使によって権利行使価格と現実価格との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引が成立するものについて、権利行使価格がオプション清算値段（クリアリング機構の業務方法書に規定するオプション清算値段をいう。以下同じ。）以下である場合</u>  (2) <u>有価証券コールオプションのうち、権利行使によって権利行使価格と現実価格との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引が成立するものについて、権利行使価格がオプション清算値段以上である場合</u>  3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項に規定する时限までに同項の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、顧客又は指数先物等清算参加者が当該时限までに権利行	(権利行使の申告) 第12条 (略) (新設)
	2 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前項に規定する时限までに同項の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、顧客又は指数先物等清算参加者が当該时限までに権利行

使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段を上回っている場合

(2) (略)

4 現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有さず、指定現物清算参加者（当該指數先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した現物他社清算参加者（現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下この節において同じ。）について指定指數先物等清算参加者と異なる者を指定している指數先物等非清算参加者は、第1項に規定する権利行使の申告（権利行使によって有価証券の売買が成立する有価証券オプションに係るものに限る。）を行った場合（前項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

5 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、第3項本文の規定により権利行使の申告が行われたものとみなすことが適当でないと本所が認めるときは、同項本文の規定は適用しないものとする。

6 指數先物等非清算参加者が第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第3項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る権利行使の内容の通知を受けるものとする。

7 受託契約準則第14条の2第1項の規定に基づき顧客が指定指數先物等清算参加者に第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第3項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合及び権利行使を行わない旨の申告を行った場合を含む。）には、リモート取引参加者は、当該顧客の権利行使の申告に係る状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段（クリアリング機構の業務方法書に規定するオプション清算値段をいう。以下同じ。）を上回っている場合

(2) (略)

3 現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有さず、指定現物清算参加者（当該指數先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した現物他社清算参加者（現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下この節において同じ。）について指定指數先物等清算参加者と異なる者を指定している指數先物等非清算参加者は、第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（前項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

4 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、第2項本文の規定により権利行使の申告が行われたものとみなすことが適当でないと本所が認めるときは、同項本文の規定は適用しないものとする。

5 指數先物等非清算参加者が第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る権利行使の内容の通知を受けるものとする。

6 受託契約準則第14条の2第1項の規定に基づき顧客が指定指數先物等清算参加者に第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合及び権利行使を行わない旨の申告を行った場合を含む。）には、リモート取引参加者は、当該顧客の権利行使の申告に係る状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

(清算取次売建玉又は清算取次買建玉の権利行使によるオプション対象証券の売買又は取引の取扱い)

第14条 有価証券オプション取引における権利行使により成立するオプション対象証券の売買又は取引が清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買又は取引は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、この規程を適用する。

(決済のために授受する金銭及び有価証券)

第17条 (略)

2 (略)

3 指数先物等非清算参加者は、有価証券オプション取引（権利行使によって権利行使価格と現実価格との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引が成立するものに限る。）において清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係る権利行使が行われたときは、権利行使価格とオプション清算値段との差に相当する金銭を、指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、当該金銭を、クリアリング機構が定める決済时限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定指数先物等清算参加者に交付しなければならない。

(リモート取引参加者に係る金銭の授受に関する特則)

第18条の2 リモート取引参加者は、顧客（当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条から第18条の2の3までにおいて同じ。）及び当該リモート取引参加者の指定指数先物等清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る第11条に規定する取引代金の授受及び金銭の交付並びに第17条第3項に規定する金銭の授受及び交付（以下この条及び第18条の2の3において「金銭の授受等」という。）を当該顧客と指定指数先物等清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定指数先物

(清算取次売建玉又は清算取次買建玉の権利行使によるオプション対象証券の売買の取扱い)

第14条 有価証券オプション取引における権利行使により成立するオプション対象証券の売買が清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、この規程を適用する。

(決済のために授受する金銭及び有価証券)

第17条 (略)

2 (略)

(新設)

(リモート取引参加者に係る取引代金の授受に関する特則)

第18条の2 リモート取引参加者は、顧客（当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条から第18条の2の3までにおいて同じ。）及び当該リモート取引参加者の指定指数先物等清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る第11条に規定する取引代金の授受及び金銭の交付（以下この条及び第18条の2の3において「取引代金の授受等」という。）を当該顧客と指定指数先物等清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定指数先物

等清算参加者との間で金銭の授受等を行った場合は、当該金銭の授受等を第11条又は第17条第3項の規定に基づく金銭の授受等とみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る金銭の授受等の状況の把握)

第18条の2の3 第18条の2第1項又は前条第1項に規定する合意をしたリモート取引参加者は、当該合意に係る顧客と指定指数先物等清算参加者との間の金銭の授受等又は顧客と指定現物清算参加者との間の権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済の状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

等清算参加者との間で取引代金の授受等を行った場合は、当該取引代金の授受等を第11条の規定に基づく取引代金の授受等とみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る取引代金の授受等の状況の把握)

第18条の2の3 第18条の2第1項又は前条第1項に規定する合意をしたリモート取引参加者は、当該合意に係る顧客と指定指数先物等清算参加者との間の取引代金の授受等又は顧客と指定現物清算参加者との間の権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済の状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年6月25日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券オプションの権利行使の指示)</p> <p>第13条 顧客は、有価証券オプションの権利行使を委託する場合には、銘柄<u>(次の各号に定める場合に該当する銘柄を除く。)</u>ごとに権利行使に係る数量を、権利行使日の午後4時までに取引参加者に指示するものとする。ただし、権利行使日にギブアップに係る有価証券オプション取引として成立したものについては、午後4時45分までに取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) <u>有価証券プットオプションのうち、権利行使によって権利行使価格と現実価格との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引が成立するものについて、権利行使価格がオプション清算値段（クリアリング機構の業務方法書に定めるオプション清算値段をいう。以下同じ。）</u>以下である場合</p> <p>(2) <u>有価証券コールオプションのうち、権利行使によって権利行使価格と現実価格との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引が成立するものについて、権利行使価格がオプション清算値段以上である場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前2項に規定する时限までに同項の指示が行われないときであっても、当該指示が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について顧客が当該时限までに権利行使を行わない旨の指示を行った場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段を上回っている場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(取引代金等の差入れ)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 <u>顧客と取引参加者との間で有価証券オプション（権利行使によって権利行使価格と現実価格との差に基づいて算出される金銭</u></p>	<p>(有価証券オプションの権利行使の指示)</p> <p>第13条 顧客は、有価証券オプションの権利行使を委託する場合には、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、権利行使日の午後4時までに取引参加者に指示するものとする。ただし、権利行使日にギブアップに係る有価証券オプション取引として成立したものについては、午後4時45分までに取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前2項に規定する时限までに同項の指示が行われないときであっても、当該指示が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について顧客が当該时限までに権利行使を行わない旨の指示を行った場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 有価証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段（クリアリング機構の業務方法書に定めるオプション清算値段をいう。以下同じ。）を上回っている場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(取引代金の差入れ)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(新設)</p>

を授受することとなる取引が成立するものに限る。) の権利行使に係る決済のために授受する金銭は、権利行使価格とオプション清算値段との差に相当する金銭とし、顧客は、権利行使の割当てを受けた場合は、当該金銭を権利行使日の翌日(当該顧客が非居住者である場合は、権利行使日から起算して3日目の日)までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

(証拠金の決済のために授受する取引代金等への充当)

第18条 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金又は権利行使の割当てを受けたことに伴う金銭については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

(口座振替による受渡し)

第25条 取引参加者は、顧客から有価証券オプション取引(権利行使によりオプション対象証券の売買が成立する有価証券オプション取引に限る。)の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(リモート取引参加者の顧客に係る決済に関する特則)

第26条の2 顧客(リモート取引参加者の顧客であって、当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下

(証拠金の決済のために授受する取引代金等への充当)

第18条 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

(口座振替による受渡し)

第25条 取引参加者は、顧客から有価証券オプション取引の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(リモート取引参加者の顧客に係る決済に関する特則)

第26条の2 顧客(リモート取引参加者の顧客であって、当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下

この条及び次条において同じ。) は、当該リモート取引参加者及びその指定清算参加者（取引代金の授受又は有価証券オプション（権利行使によって権利行使価格と現実価格との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引が成立するものに限る。）の権利行使の割当てを受けたことに伴う金銭の授受にあっては、指定指数先物等清算参加者をいい、権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済にあっては、指定現物清算参加者をいう。以下この条において同じ。）との間であらかじめ合意した場合には、リモート取引参加者に代えて指定清算参加者との間で、第17条から第19条まで及び第21条から第25条までの規定に準じて、有価証券オプション取引の決済を行うことができる。

2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年6月25日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

この条及び次条において同じ。) は、当該リモート取引参加者及びその指定清算参加者（取引代金の授受にあっては、指定指数先物等清算参加者をいい、権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済にあっては、指定現物清算参加者をいう。以下この条において同じ。）との間であらかじめ合意した場合には、リモート取引参加者に代えて指定清算参加者との間で、第17条から第19条まで及び第21条から第25条までの規定に準じて、有価証券オプション取引の決済を行うことができる。

2 (略)

J－NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の意義) 第2条 この特例において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。 (1) J－NET取引とは、立会によらない市場デリバティブ取引であって、次号から <u>第5号までの各号に定める取引をいう。</u> (2) J－NET単一銘柄取引とは、この特例の定めるところに従って行う本所が定める数量以上の市場デリバティブ取引 <u>(フレックス限月取引に係るものを除く。)</u> をいう。 (3) J－NETコンボ取引とは、この特例に定めるところに従って本所が定める数の銘柄（先物取引にあっては限月取引をいう。以下同じ。）に係る売付け及び買付けを同時に行う市場デリバティブ取引 <u>(フレックス限月取引に係るものを除く。)</u> をいう。 (4) フレックス単一銘柄取引とは、この特例の定めるところに従って行う本所が定める数量以上のフレックス限月取引に係る市場デリバティブ取引をいう。 (5) フレックスコンボ取引とは、この特例に定めるところに従って本所が定める数の銘柄に係る売付け及び買付けを同時に行うフレックス限月取引に係る市場デリバティブ取引をいう。 (6) (略) (J－NET取引の呼値) 第3条 (略) 2 J－NET取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から行うものとする。 <u>ただし、フレックス単一銘柄取引及びフレックスコンボ取引の呼値については、本所が定める方法によって行う。</u> 3 (略) 4 売付けと買付けを同時に行うJ－NET単一銘柄取引及びフレックス単一銘柄取引の呼値は、同一の取引参加者が売呼値とそれに対応させるための買呼値を同時に行うことによるものとする。	(用語の意義) 第2条 この特例において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。 (1) J－NET取引とは、立会によらない市場デリバティブ取引であって、次号及び <u>第3号に定める取引をいう。</u> (2) J－NET単一銘柄取引とは、この特例の定めるところに従って行う本所が定める数量以上の市場デリバティブ取引をいう。 (3) J－NETコンボ取引とは、この特例に定めるところに従って本所が定める数の銘柄（先物取引にあっては限月取引をいう。以下同じ。）に係る売付け及び買付けを同時に行う市場デリバティブ取引をいう。 (新設) (新設) (4) (略) (J－NET取引の呼値) 第3条 (略) 2 J－NET取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から行うものとする。 3 (略) 4 売付けと買付けを同時に行うJ－NET単一銘柄取引の呼値は、同一の取引参加者が売呼値とそれに対応させるための買呼値を同時に行うことによるものとする。

5 J-NETコンボ取引及びフレックスコンボ取引の呼値は、同一の取引参加者が各銘柄の売呼値とそれに対応させるための買呼値を同時に行うことによるものとする。

6 (略)

(J-NET取引の取引時間)

第4条 J-NET取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引（日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする指数先物取引（以下「日経平均V I先物取引」という。）を除く。）及び指数オプション取引（フレックス限月取引に係るもの）を除く。）

午前8時20分から午後4時まで及び午後4時15分から翌日の午前5時30分まで

(3) (略)

(4) 有価証券オプション取引（フレックス限月取引に係るもの）を除く。）

午前8時20分から午後4時まで

(5) フレックス限月取引に係る指数オプション取引

午前8時20分から午後8時まで

(6) フレックス限月取引に係る有価証券オプション取引

午前8時20分から午後5時30分まで

2 (略)

(J-NET取引の指数オプション取引における値段の表示)

第4条の2 J-NET取引の指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均オプション

1,000円を1円として行う。

(2) 東証株価指数オプション

1万円を1ポイントとして行う。

(3) JPX日経インデックス400オプション

1,000円を1ポイントとして行う。

5 J-NETコンボ取引の呼値は、同一の取引参加者が各銘柄の売呼値とそれに対応させるための買呼値を同時にすることによるものとする。

6 (略)

(J-NET取引の取引時間)

第4条 J-NET取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。

(1) (略)

(2) 指数先物取引（日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする指数先物取引（以下「日経平均V I先物取引」という。）を除く。）及び指数オプション取引

午前8時20分から午後4時まで及び午後4時15分から翌日の午前5時30分まで

(3) (略)

(4) 有価証券オプション取引  
午前8時20分から午後4時まで

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

- (4) 東証銀行業株価指数オプション  
1万円を1ポイントとして行う。
- (5) 東証REIT指数オプション  
1,000円を1ポイントとして行う。

(J-NET取引による取引契約の締結)  
第5条 J-NET单一銘柄取引及びフレックス单一銘柄取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。ただし、フレックス单一銘柄取引については、本所が定める値段により呼値が行われた場合に限る。

2 J-NETコンボ取引及びフレックスコンボ取引においては、各銘柄の売呼値とこれと対当させるために行われた買呼値とがすべて合致した時に、各銘柄に係る各呼値の間に取引を成立させる。ただし、フレックスコンボ取引については、本所が定める値段により呼値が行われた場合に限る。

3 (略)

(取引内容の通知及び確認等)

第6条 本所は、J-NET取引が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより、売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。ただし、フレックス单一銘柄取引又はフレックスコンボ取引が成立したときは、本所が定める方法により通知するものとする。

2 取引参加者は、取引参加者端末装置又は本所が定める方法により前項の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

3 (略)

(J-NET取引の一時中断)

第7条 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める銘柄について立会による取引を一時中断している間、当該各号に定める銘柄に係るJ-NET取引を一時中断する。

(1) (略)

(2) 業務規程第33条第4項の規定により国債証券先物オプション取引又は指數オプション取引の全部又は一部の銘柄

(J-NET取引による取引契約の締結)  
第5条 J-NET单一銘柄取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

2 J-NETコンボ取引においては、各銘柄の売呼値とこれと対当させるために行われた買呼値とがすべて合致した時に、各銘柄に係る各呼値の間に取引を成立させる。

3 (略)

(取引内容の通知及び確認等)

第6条 本所は、J-NET取引が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより、売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。

2 取引参加者は、取引参加者端末装置により前項の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

3 (略)

(J-NET取引の一時中断)

第7条 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める銘柄について立会による取引を一時中断している間、当該各号に定める銘柄に係るJ-NET取引を一時中断する。

(1) (略)

(2) 業務規程第33条第4項の規定により国債証券先物オプション取引又は指數オプション取引の全部又は一部の銘柄

について立会による取引の一時中断が行われた場合（フレックス限月取引のみを行う指數オプション取引については、これに準ずる場合を含む。）

当該取引の一時中断が行われた銘柄

（J－NET取引の停止）

第8条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、J－NET取引（第1号にあっては国債証券先物取引、第2号にあっては指數先物取引、第3号から第5号までにあっては有価証券オプション取引、第6号にあっては国債証券先物オプション取引、第7号にあっては指數オプション取引に限る。）を停止することができる。

（1）・（2）（略）

（3） 業務規程第32条の規定により、立会による有価証券オプション取引の停止が行われた場合（フレックス限月取引のみを行う有価証券オプション取引については、これに準ずる場合を含む。）

（4）～（6）（略）

（7） 業務規程第32条の規定により、立会による指數オプション取引の停止が行われた場合（フレックス限月取引のみを行う指數オプション取引については、これに準ずる場合を含む。）

（8）・（9）（略）

（業務規程の準用）

第10条 業務規程第20条、第21条、第22条第1項、第25条及び第29条の規定は、J－NET取引について準用する。

2 前項の規定により準用する業務規程第22条第1項の規定にかかわらず、フレックス限月単一銘柄取引及びフレックスコンボ取引に係る市場デリバティブ取引は、本所が定めるところにより行うものとする。

3（略）

（委託の際の指示事項等）

第11条 顧客がJ－NET取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従いJ－NET取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している

について立会による取引の一時中断が行われた場合

当該取引の一時中断が行われた銘柄

（J－NET取引の停止）

第8条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、J－NET取引（第1号にあっては国債証券先物取引、第2号にあっては指數先物取引、第3号から第5号までにあっては有価証券オプション取引、第6号にあっては国債証券先物オプション取引、第7号にあっては指數オプション取引に限る。）を停止することができる。

（1）・（2）（略）

（3） 業務規程第32条の規定により、立会による有価証券オプション取引の停止が行われた場合

（4）～（6）（略）

（7） 業務規程第32条の規定により、立会による指數オプション取引の停止が行われた場合

（8）・（9）（略）

（業務規程の準用）

第10条 業務規程第20条から第22条まで、第25条及び第29条の規定は、J－NET取引について準用する。

（新設）

2（略）

（委託の際の指示事項等）

第11条 顧客がJ－NET取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従いJ－NET取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している

場合には、第3号に掲げる事項の指示があつたものとみなす。

(1) J-NET 単一銘柄取引、J-NET コンボ取引、フレックス単一銘柄取引又はフレックスコンボ取引の区分

(2) 次のaからeまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a・b (略)

c 有価証券オプション取引

(a)～(e) (略)

(f) 権利行使により成立する取引の種別 (フレックス限月取引に限る。)

d (略)

e 指数オプション取引

(a)～(d) (略)

(e) オプション清算数値の算出方法の種別 (フレックス限月取引に限る。)

(3)～(8) (略)

2～4 (略)

(ギブアップに係るJ-NET取引の委託の際の指示事項等)

第12条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の午後4時45分までの注文執行取引参加者の指定する時限までに、前項の指示を行うことができるものとする。ただし、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引 (権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。)にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後4時までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。

3 前条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、ギブアップが成立した場合には、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の午後5時15分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生したJ-N

場合には、第3号に掲げる事項の指示があつたものとみなす。

(1) J-NET 単一銘柄取引又は J-NET コンボ取引の区分

(2) 次のaからeまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a・b (略)

c 有価証券オプション取引

(a)～(e) (略)

(新設)

d (略)

e 指数オプション取引

(a)～(d) (略)

(新設)

(3)～(8) (略)

2～4 (略)

(ギブアップに係るJ-NET取引の委託の際の指示事項等)

第12条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の午後4時45分までの注文執行取引参加者の指定する時限までに、前項の指示を行うことができるものとする。ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後4時までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。

3 前条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、ギブアップが成立した場合には、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の午後5時15分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生したJ-N

E T取引に係る同条第1項第3号に掲げる事項を指示するものとする。ただし、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後4時30分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。

#### 4・5 (略)

(取引参加者等への通知及び公表)

##### 第14条 (略)

2 有価証券オプション取引のフレックス単一銘柄取引又はフレックスコンボ取引に係る前項の通知及び公表は、本所の定めるところにより算出した約定に係る想定元本額が本所の定める金額以上の場合には、本所の定める日に行うものとする。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年6月25日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

E T取引に係る同条第1項第3号に掲げる事項を指示するものとする。ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後4時30分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。

#### 4・5 (略)

(取引参加者等への通知及び公表)

##### 第14条 (略)

(新設)

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託分の取引証拠金の差入れ又は預託)</p> <p>第6条 非清算参加者は、顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、次項に規定する<u>クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく区分口座ごとの委託分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、指定清算参加者に差し入れ又は預託しなければならない。</u></p> <p>2 委託分の取引証拠金所要額は、<u>クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく区分口座ごとにクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する各顧客の証拠金所要額（顧客を任意に細分化した場合においては、当該顧客を任意に細分化した単位の証拠金所要額の合計額をいう。第7項及び第9条第4項において同じ。）をすべての顧客について合計した額とする。</u></p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(委託分の取引証拠金の差入れ又は預託)</p> <p>第6条 非清算参加者は、顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、次項に規定する委託分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、指定清算参加者に差し入れ又は預託しなければならない。</p> <p>2 委託分の取引証拠金所要額は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する各顧客の証拠金所要額（顧客を任意に細分化した場合においては、当該顧客を任意に細分化した単位の証拠金所要額の合計額をいう。第7項及び第9条第4項において同じ。）をすべての顧客について合計した額とする。</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>(取引証拠金の差入期限又は預託期限)</p> <p>第8条 前3条の規定による取引証拠金の差入れ又は非清算参加者証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した取引日の終了する日（有価証券オプション取引（フレックス限月取引を除く。）にあっては、売付けが成立した日）の翌日（休業日に当たる時は、順次繰り下げる。以下同じ。）のクリアリング機構が定める預託期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか明示して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(取引証拠金の差入期限又は預託期限)</p> <p>第8条 前3条の規定による取引証拠金の差入れ又は非清算参加者証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した取引日の終了する日（有価証券オプション取引にあっては、売付けが成立した日）の翌日（休業日に当たる時は、順次繰り下げる。以下同じ。）のクリアリング機構が定める預託期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか明示して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(取引証拠金の維持)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 非清算参加者は、委託分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れ又は預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が<u>クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく区分口座ごとの委託分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定</u></p>	<p>(取引証拠金の維持)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 非清算参加者は、委託分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れ又は預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が委託分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定</p>

る預託期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定清算参加者に取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金又は非清算参加者証拠金は、有価証券をもって代用差入れ又は代用預託することができる。

### 3・4 (略)

#### (ポジション申告)

第12条 非清算参加者は、取引日ごとに（有価証券オプション取引（フレックス限月取引を除く。）にあっては、毎日。以下この条において同じ。）、その指定清算参加者に対し、各銘柄について、クリアリング機構の業務方法書に規定するオムニバス口座ごとに、当該銘柄に係る各顧客（顧客が取次者である場合は、申込者をいう。）又は顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位の売建玉及び買建玉に係る情報を、当該指定清算参加者が指定する时限までに当該指定清算参加者に申告するものとする。ただし、指定清算参加者が取引日ごとに当該申告内容を把握できる場合は、この限りでない。

#### （受入証拠金の総額等の計算方法）

### 第33条 (略)

2 顧客の現金授受予定額は、一日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく先物取引の決済損益額（国債証券先物取引については、受託契約準則第14条の2第1項又は第2項に規定する国債証券先物取引の決済のために授受する金額の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（有価証券オプション取引については、同第17条第1項に規定する取引代金及び同条第2項に規定する決済のために授受する金額の額をいうものとし、指数オプション取引については、同第27条に規定する決済のために授受する金額の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金額の額とする。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書

清算参加者に取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金又は非清算参加者証拠金は、有価証券をもって代用差入れ又は代用預託することができる。

### 3・4 (略)

#### (ポジション申告)

第12条 非清算参加者は、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあっては、毎日。以下この条において同じ。）、その指定清算参加者に対し、各銘柄について、クリアリング機構の業務方法書に規定するオムニバス口座ごとに、当該銘柄に係る各顧客（顧客が取次者である場合は、申込者をいう。）又は顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位の売建玉及び買建玉に係る情報を、当該指定清算参加者が指定する时限までに当該指定清算参加者に申告するものとする。ただし、指定清算参加者が取引日ごとに当該申告内容を把握できる場合は、この限りでない。

#### （受入証拠金の総額等の計算方法）

### 第33条 (略)

2 顧客の現金授受予定額は、一日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく先物取引の決済損益額（国債証券先物取引については、受託契約準則第14条の2第1項又は第2項に規定する国債証券先物取引の決済のために授受する金額の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（指数オプション取引については、受託契約準則第27条に規定する決済のために授受する金額の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金額の額とする。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第108条第7項の規定により取引残高報

面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第108条第7項の規定により取引残高報告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額（以下「平均単価」という。）を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

3 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年6月25日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額（以下「平均単価」という。）を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

3 (略)

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者料金) 第2条 (略)	(取引参加者料金) 第2条 (略)
2 基本料の額（月額）は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。なお、取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の基本料は、日割をもって計算する。 (1) 先物取引等取引参加者 60万円とする。ただし、各先物取引等取引参加者が、次のa又はbに掲げる場合には、当該a又はbに定める額を控除した額とする。 a (略) b 前月の本所の市場における取引において指数先物取引、有価証券オプション取引又は指数オプション取引の各取引に係る注文を行わなかった場合 <u>(有価証券オプション取引及び指数オプション取引のうち、各フレックス限月取引については、各取引に係る注文を行ったものの約定が成立しなかった場合を含む。)</u> 20万円 (2)・(3) (略)	2 基本料の額（月額）は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。なお、取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の基本料は、日割をもって計算する。 (1) 先物取引等取引参加者 60万円とする。ただし、各先物取引等取引参加者が、次のa又はbに掲げる場合には、当該a又はbに定める額を控除した額とする。 a (略) b 前月の本所の市場における取引において指数先物取引、有価証券オプション取引又は指数オプション取引に係る注文を行わなかった場合 20万円 (2)・(3) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)
5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。 (1)～(4) (略) (5) 指数オプション取引 <u>次のa及びbに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該a及びbに定める金額とする。</u> a <u>日経平均オプション、東証株価指数オプション、JPX日経インデックス400オプション及び東証銀行業株価指数オプション</u> 5円 b <u>東証REIT指数オプション</u> 1円	5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。 (1)～(4) (略) (5) 指数オプション取引 5円 (新設)
6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、	6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、

業務規程第25条第1項（J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(1)～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次のaからcまでに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該aからcまでに定める率又は金額とする。

a 日経平均オプション

(a) 通常限月取引及びフレックス限月取引 万分の5.0

(b) (略)

b 東証株価指数オプション、JPX日経インデックス400オプション及び東証銀行業株価指数オプション 40円

c 東証REIT指数オプション 7円

(6) (略)

7～9 (略)

## 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年6月25日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

業務規程第25条第1項（J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(1)～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次のa及びbに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該a及びbに定める率又は金額とする。

a 日経平均オプション

(a) 通常限月取引 万分の5.0

(b) (略)

b 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション 40円

(新設)

(6) (略)

7～9 (略)

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)	(略)	(略)	(略)
指數オプション取引	日経平均オプション（通常限月取引及びフレックス限月取引）	取引代金	売付け又は買付けごとに取引代金に、別表2に定める取引手数料率を乗じて得た額
	(略)	(略)	(略)
	東証株価指數オプション <u>J P X</u> 日経インデックス400オプション及び東証銀行業株価指數オプション	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき40円
東証REIT指數オプション	東証REIT指數オプション	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき7円
	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注6) (略)

別表2

特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均、東証株価指數及び配当指數（日経平均・配当指數、TOPIX配当指數及びTOPIX Core 30配当指數をいう。以下同じ。）を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率（小数点以下第3位未満の端数（第4号にあっては、小数点以下第8位未満の端数）があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)	(略)	(略)	(略)
指數オプション取引	日経平均オプション（通常限月取引）	取引代金	売付け又は買付けごとに取引代金に、別表2に定める取引手数料率を乗じて得た額
	(略)	(略)	(略)
	東証株価指數オプション及びJ P X日経インデックス400オプション	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき40円
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注6) (略)

別表2

特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表1における日経平均、東証株価指數及び配当指數（日経平均・配当指數、TOPIX配当指數及びTOPIX Core 30配当指數をいう。以下同じ。）を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率（小数点以下第3位未満の端数（第4号にあっては、小数点以下第8位未満の端数）があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1) ~ (3) (略)

(4) 日経平均を対象とした指数オプション取引（通常限月取引及びフレックス限月取引に限る。）

当該取引参加者の日経平均を対象とした指数オプション取引（フレックス限月取引及び週次設定限月取引を除く。）に係る月次平均取引代金（4か月前の1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に終了する取引日から2か月前の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日までの3か月間の取引代金（ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引代金とみなす。以下同じ。）の合計を3で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引代金で除して得た数値とする。

a ~ d (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 日経平均を対象とした指数オプション取引（週次設定限月取引を除く。以下同じ。）

当該取引参加者の日経平均を対象とした指数オプション取引に係る月次平均取引代金（4か月前の1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に終了する取引日から2か月前の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日までの3か月間の取引代金（ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引代金とみなす。以下同じ。）の合計を3で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引代金で除して得た数値とする。

a ~ d (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新たな限月取引の取引開始時刻)</p> <p>第4条 規程第4条の4第4項及び第5項、第7条第4項、<u>第10条の2</u>、<u>第13条の3</u>第2項及び第3項並びに第15条第3項<u>第1号及び第2号</u>に規定する本所が定める時刻は、午前8時20分とし、<u>同第10条第3項第2号</u>、<u>第15条第3項第3号</u>に規定する本所が定める時刻は、本所がその都度指定する時刻とする。</p>	<p>(新たな限月取引の取引開始時刻)</p> <p>第4条 規程第4条の4第4項及び第5項、第7条第4項、<u>第13条の3</u>第2項及び第3項並びに第15条第3項に規定する本所が定める時刻は、午前8時20分とする。</p>
<p>(新たな限月取引の取引最終日)</p> <p><u>第4条の2 規程第10条第2項第2号、第15条第2項第1号c、同項第2号b及び第3号</u>に規定する本所が指定する取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5日（休業日（規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除く。）が経過した日又はそれ以降の日とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(有価証券オプション取引に係る権利行使価格の設定)</p> <p>第6条 規程第11条第2項第2号に規定する本所が定める時刻は、本所がその都度指定する時刻とする。</p>	<p>(有価証券オプション取引に係る権利行使価格の設定)</p> <p>第6条 規程第11条第2項及び同第13条第2項の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 規程第11条第2項の規定により有価証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、当該限月取引の取引開始日の前日（休業日（規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における設定基準価格（その日のオプション対象証券の設定基準最終値段（権利行使価格を設定する基準となる値段であって、次号に規定する値段をいう。以下同じ。）に最も近接する規定第11条第2項に規定する刻みの幅（以下この条において「刻みの幅」という。）の整数倍の価格（当該価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び当該設定基準価格に近接する上下各2種類の刻みの幅の整数倍の価格とする。</p> <p>(2) オプション対象証券の設定基準最</p>

終値段は、その日の当該オプション対象証券の最終値段（指定市場における当該オプション対象証券の最終の約定値段（指定取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）をいう。ただし、その日に当該約定値段がない場合には、第9条の規定により本所が定める値段とする。以下同じ。）とする。ただし、当該オプション対象証券の売買に係る権利落（規程第12条第1項第1号前段に規定する権利落をいう。第9条において同じ。）の期日として指定取引所が定める日の前日におけるオプション対象証券の設定基準最終値段は、次に定める区分に従い、次に定めるところによる。

a 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割による権利落の場合

その日のオプション対象証券の最終値段に、当該株式の分割に係る分割比率を乗じて得た値段

b 株式無償割当て（オプション対象証券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。次条第2号及び第7条第2号において同じ。）による権利落の場合

その日のオプション対象証券の最終値段を、1に当該株式無償割当てに係る新株式割当率を加えた数値で除して得た値段

c 有償増資（併行増資を含む。以下同じ。）による権利落の場合

その日のオプション対象証券の最終値段に当該有償増資に係る新株払込金額を加えた値段を、当該有償増資に係る新株割当率に1を加えた数値で除して得た値段

d その他の権利落の場合

本所がその都度定める値段

(3) 規程第13条第2項の規定により有価証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、次に定める権利落の区分に従い、当該各区分に定める日の前日における設定基準価格及び当該設定基準価格に近接する上下各2種類の刻みの幅の整数倍の権利行使価格を設定する。

a 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割、株式無償割当て又は有償増資等

株式の分割、株式無償割当て又は有償増資等に係る権利落の期日として指定取引所が定める日（以下「権利落の期日」という。）

b 人的分割

人的分割による権利落後始値が決定する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。別表2を除き、以下同じ。）

(新設)

2 規程第11条第2項及び同第13条第2項の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第11条第2項の規定により有価証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、当該限月取引の取引開始日の前日（休業日（規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における設定基準価格（その日のオプション対象証券の設定基準最終値段（権利行使価格を設定する基準となる値段であって、次号に規定する値段をいう。以下同じ。）に最も近接する規定第11条第2項に規定する刻みの幅（以下この条において「刻みの幅」という。）の整数倍の価格（当該価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び当該設定基準価格に近接する上下各2種類の刻みの幅の整数倍の価格とする。

(2) オプション対象証券の設定基準最終値段は、その日の当該オプション対象証券の最終値段（指定市場における当該オプション対象証券の最終の約定値段（指定取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）をいう。ただし、その日に当該約定値段がない場合には、第9条の規定により本所が定める値段とする。以下同じ。）とする。ただし、当該オプション対象証券の売買に係る権利落（規程第12条第1項第1号前段に規定する権利落をいう。第9条において同じ。）の期日として指定取引所が定める日の前日におけるオプション対象証券の設定基準最終値段は、次に定める区分に従い、次に定めるところによる。

a 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割による権利落の場合

その日のオプション対象証券の最終値段に、当該株式の分割に係る分割比率を乗じて得た値段

- b 株式無償割当て（オプション対象証券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。次条第2号及び第7条第2号において同じ。）による権利落の場合

その日のオプション対象証券の最終値段を、1に当該株式無償割当てに係る新株式割当率を加えた数値で除して得た値段

- c 有償増資（併行増資を含む。以下同じ。）による権利落の場合

その日のオプション対象証券の最終値段に当該有償増資に係る新株払込金額を加えた値段を、当該有償増資に係る新株割当率に1を加えた数値で除して得た値段

- d その他の権利落の場合

本所がその都度定める値段

- (3) 規程第13条第2項の規定により有価証券オプションの各限月取引に設定する権利行使価格は、次に定める権利落の区分に従い、当該各区分に定める日の前日における設定基準価格及び当該設定基準価格に近接する上下各2種類の刻みの幅の整数倍の権利行使価格を設定する。

- a 株式（受益権及び投資口を含む。）の分割、株式無償割当て又は有償増資等

株式の分割、株式無償割当て又は有償増資等に係る権利落の期日として指定取引所が定める日（以下「権利落の期日」という。）

- b 人的分割

人的分割による権利落後始値が決定する日の翌日（休業日に当たるとときは、順次繰り下げる。別表2を除き、以下同じ。）

- 3 規程第11条第3項及び第13条第3項の規定により通常限月取引に設定する新たな権利行使価格は、各通常限月取引について、毎日のオプション対象証券の設定基準最終値段に最も近接する既存の権利行使価格（当該権利行使価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下この項において同じ。）を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下

- 2 規程第11条第3項及び第13条第3項の規定により設定する新たな権利行使価格は、各限月取引について、毎日のオプション対象証券の設定基準最終値段に最も近接する既存の権利行使価格（当該権利行使価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。以下この項において同じ。）を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となった場合、当該

となった場合、当該限月取引について、その翌日に、当該オプション対象証券の設定基準最終値段に最も近接する既存の権利行使価格を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、刻みの幅の整数倍の権利行使価格を設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格、その数及び刻みの幅を変更することができる。

4 規程第11条第3項及び第13条第4項の規定によりフレックス限月取引に設定する新たな権利行使価格については、規程第11条第2項第2号の規定を準用する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格、その数及び刻みの幅を変更することができる。

5 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) フレックス限月取引に設定しようとする権利行使価格であって、設定することとなる限月取引の取引最終日が、当該権利行使価格を新たに設定する日から起算して5日（休業日を除く。）が経過した日又はそれ以降の日とならない場合における当該限月取引

（指數オプション取引に係る権利行使価格の設定）

第10条 規程第16条第2項に規定する本所が定める時刻は、通常限月取引及び週次限月取引の権利行使価格については午前8時とし、フレックス限月取引の権利行使価格については本所がその都度指定する時刻とする。

2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格（フレックス限月取引に係るもの）は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 前項の規定によるほか、取引参加者からの申請に基づき、全部又は一部の限月取引（フレックス限月取引に係るもの）について、新たな権利行使価格を設

限月取引について、その翌日に、当該オプション対象証券の設定基準最終値段に最も近接する既存の権利行使価格を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、刻みの幅の整数倍の権利行使価格を設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格、その数及び刻みの幅を変更することができる。

（新設）

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

(1)～(3) (略)

（新設）

（指數オプション取引に係る権利行使価格の設定）

第10条 規程第16条第2項に規定する本所が定める時刻は、午前8時とする。

2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 前項の規定によるほか、取引参加者からの申請に基づき、全部又は一部の限月取引について、新たな権利行使価格を設定することができる。

定することができる。

5 規程第16条第4項の規定によりフレックス限月取引に設定する新たな権利行使価格については、規程第16条第2項第1号c、第2号b、第3号b、第4号及び第5号の規定を準用する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

6 前3項の規定にかかわらず、権利行使価格を新たに設定する日が、設定することとなる限月取引の取引最終日と同一の週に属する場合又はフレックス限月取引に設定しようとする権利行使価格であって、設定することとなる限月取引の取引最終日が、当該権利行使価格を新たに設定する日から起算して5日（休業日を除く。）が経過した日又はそれ以降の日ではない場合には、当該限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

#### （ギブアップの申告时限）

第24条 規程第43条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の午後5時30分までに行うものとする。ただし、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後4時45分までに行うものとする。

#### （テイクアップの申告时限）

第25条 規程第44条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の午後5時45分までに行うものとする。ただし、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後5時までに行うものとする。

#### （有価証券オプションの上場廃止日）

（新設）

5 前2項の規定にかかわらず、権利行使価格を新たに設定する日が、設定することとなる限月取引の取引最終日と同一の週に属する場合には、当該限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

#### （ギブアップの申告时限）

第24条 規程第43条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の午後5時30分までに行うものとする。ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後4時45分までに行うものとする。

#### （テイクアップの申告时限）

第25条 規程第44条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の午後5時45分までに行うものとする。ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後5時までに行うものとする。

#### （有価証券オプションの上場廃止日）

第27条 規程第53条に規定する上場廃止日等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第53条第1項第1号の規定により有価証券オプションの上場を廃止する場合

a (略)

b 規程第53条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数

(a) オプション対象証券が合併、株式交換、株式移転又は併合（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第16条第2号に規定する併合をいう。以下この(a)において同じ。）により上場廃止（規程第53条第1項第1号に掲げる場合に該当するときの当該オプション対象証券の上場廃止に限る。）となる場合（オプション対象証券が指定取引所の定めるところにより整理銘柄に指定される又はこれに相当する措置が行われる場合を除く。）には、本所がその都度定める日以降において、原則として、吸收合併若しくは新設合併がその効力を生ずる日、株式交換がその効力を生ずる日、株式移転がその効力を生ずる日又は併合がその効力を生ずる日以降の日を取引最終日とする限月取引（フレックス限月取引を除く。）が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日（休業日を除外する。次の(b)における日数計算において同じ。）とする。ただし、規程第53条第3項に基づき有価証券オプションを引き継ごうとする場合において、本所が指定する銘柄に係る限月取引の取引最終日は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前日とし、権利行使日については変更しない。）

(b) (略)

(2) (略)

（有価証券オプションの引継ぎ）

第27条 規程第53条に規定する上場廃止日等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第53条第1項第1号の規定により有価証券オプションの上場を廃止する場合

a (略)

b 規程第53条第2項に規定する本所が定める限月取引及びその数

(a) オプション対象証券が合併、株式交換、株式移転又は併合（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第16条第2号に規定する併合をいう。以下この(a)において同じ。）により上場廃止（規程第53条第1項第1号に掲げる場合に該当するときの当該オプション対象証券の上場廃止に限る。）となる場合（オプション対象証券が指定取引所の定めるところにより整理銘柄に指定される又はこれに相当する措置が行われる場合を除く。）には、本所がその都度定める日以降において、原則として、吸收合併若しくは新設合併がその効力を生ずる日、株式交換がその効力を生ずる日、株式移転がその効力を生ずる日又は併合がその効力を生ずる日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日がオプション対象証券の上場廃止日の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前々日（休業日を除外する。次の(b)における日数計算において同じ。）とする。

(b) (略)

(2) (略)

第27条の2 規程第53条第3項に規定する有価証券オプションの引継ぎは、企業再編又は投資信託の併合がその効力を生ずる日（オプション対象証券がテクニカル上場規定の適用を受ける場合にはその上場日）（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に行うものとする。

2 規程第53条第4項に規定する引継ぎ銘柄（規程第13条第4項に規定する引継ぎ銘柄の設定によるものを含む。）は、引継ぎ元銘柄と取引最終日、限月取引の区分及び権利行使において成立する取引の種別が同一であって、権利行使価格が上場廃止となる各銘柄の取引最終日における権利行使価格に、企業再編又は投資信託の併合の比率で除して得た数値を乗じて得た価格であり、有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量が上場廃止となる各銘柄の取引最終日における有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量に、企業再編又は投資信託の併合に係る割当率を加えた数値を乗じて得た数量である銘柄とする。ただし、本所が適当と認める場合には、本所がその都度指定する権利行使価格及び有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量である銘柄とする。

3 規程第53条第4項ただし書に規定する本所が指定する時点は、第27条第1項第1号b (a) ただし書に規定する取引最終日の終了時点とする。

(建玉の内容に関する報告の取扱い)  
第27条の3 (略)

(新設)

(建玉の内容に関する報告の取扱い)  
第27条の2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年6月25日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

J－NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引の数量)</p> <p>第2条 J－NET市場特例第2条第2号及び第4号に規定する本所が定める数量は、J－NET市場特例第10条第1項において準用する業務規程第29条各号に規定する取引単位とする。</p> <p>2 J－NET市場特例第2条第3号及び第5号に規定する本所が定める数の銘柄は、本所が別に定める組合せの範囲であって、<u>それぞれ2以上6以下及び2以上10以下</u>とする。</p> <p>(J－NET取引の値段)</p> <p>第3条 J－NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 有価証券オプション取引  <u>次のa及びbに掲げる限月取引の区分に従い、当該a及びbに定める値段とする。</u></p>	<p>(取引の数量)</p> <p>第2条 J－NET市場特例第2条第2号に規定する本所が定める数量は、J－NET市場特例第10条において準用する業務規程第29条各号に規定する取引単位とする。</p> <p>2 J－NET市場特例第2条第3号に規定する本所が定める数の銘柄は、本所が別に定める組合せの範囲であって、2以上6以下とする。</p> <p>(J－NET取引の値段)</p> <p>第3条 J－NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 有価証券オプション取引  <u>オプション対象証券1株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては1口）につき、10銭（売買単位の数が奇数であるオプション対象証券に係る有価証券オプション取引にあっては1円）の整数倍の値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段からオプション対象証券の価格変動幅（指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段と立会における直近の約定値段の差の絶対値をいう。以下この号において同じ。）及び指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に100分の8を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が10銭（オプション対象証券の売買単位の数が奇数である場合は1円）未満の場合にあっては、10銭（オプション対象証券の売買単位の数が奇数である場合は1円））から、当該オプション対象証券の価格変動幅及び指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に100分の8を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得</u></p>

た値段までの範囲内の値段に限る。

(新設)

a 通常限月取引

オプション対象証券 1 株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては 1 口）につき、10 銭（売買単位の数が奇数であるオプション対象証券に係る有価証券オプション取引にあっては 1 円）の整数倍の値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段からオプション対象証券の価格変動幅（指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段と立会における直近の約定値段の差の絶対値をいう。以下この号において同じ。）及び指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 8 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 10 銭（オプション対象証券の売買単位の数が奇数である場合は 1 円）未満の場合にあっては、10 銭（オプション対象証券の売買単位の数が奇数である場合は 1 円））から、当該オプション対象証券の価格変動幅及び指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 8 を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

b フレックス限月取引

オプション対象証券 1 株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては 1 口）につき、1 円の 1 万分の 1 の整数倍の値段とする。

(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次の a から c までに掲げる指数オプション取引の対象の区分及び限月取引の区分に従い、当該 a から c までに定める値段とする。

(新設)

(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次の a 及び b に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該 a 及び b に定める値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段から対象指数の変動幅（前取引日の最終の対象指数と当取引日の取引対象指数を同じくする指数先物取引（日経平均を対象とする指数先物取引及び東証株価指数を対象とする指数先物取引においては Large 取引）における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指数との差の絶

対値をいう。以下この号において同じ。) 及び前取引日の最終の対象指数に 100 分の 8 (日経平均に係る指數オプション取引における通常限月取引のうち直近の 3 限月取引以外の限月取引及びそれ以外の指數に係る指數オプション取引における直近の 3 限月取引以外の限月取引にあっては、100 分の 11。以下この号において同じ。) を乗じて算出した数値を減じて得た値段 (当該値段が 1 円又は 1 ポイントの 1 万分の 1 未満の場合にあっては、1 円又は 1 ポイントの 1 万分の 1) から、当該対象指數の変動幅及び前取引日の最終の対象指數に 100 分の 8 を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

a 日経平均オプション  
(削る)

- (a) 通常限月取引及び週次設定限月取引  
1 円の 1 万分の 1 の整数倍の値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段から対象指數の変動幅 (前取引日の最終の対象指數と当取引日の取引対象指數を同じくする指數先物取引 (Large 取引) における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指數との差の絶対値をいう。) 及び前取引日の最終の対象指數に 100 分の 8 (直近の 3 限月取引以外の限月取引にあっては 100 分の 11) を乗じて算出した数値を減じて得た値段 (当該値段が 1 円の 1 万分の 1 未満の場合にあっては 1 円の 1 万分の 1) から、当該対象指數の変動幅及び前取引日の最終の対象指數に 100 分の 8 (直近の 3 限月取引以外の限月取引にあっては 100 分の 1) を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。
- (b) フレックス限月取引  
1 円の 1 万分の 1 の整数倍の値段とする。

b 東証株価指數オプション及び J P X 日経インデックス 400 オプション  
(削る)

a 日経平均オプション  
1 円の 1 万分の 1 の整数倍の値段  
(新設)

(新設)

b 東証株価指數オプション及び J P X 日経インデックス 400 オプション  
1 ポイントの 1 万分の 1 の整数倍の

	<u>値段</u>
(a) <u>通常限月取引</u>	(新設)
<u>1 ポイントの 1 万分の 1 の整数倍</u> の値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段から対象指数の変動幅（前取引日の最終の対象指数と当取引日の取引対象指数を同じくする指數先物取引（東証株価指數を対象とする指數先物取引においては Large 取引）における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指數との差の絶対値をいう。）及び前取引日の最終の対象指數に 100 分の 8（直近の 3 限月取引以外の限月取引にあっては 100 分の 11）を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 1 ポイントの 1 万分の 1 未満の場合にあっては 1 ポイントの 1 万分の 1）から、当該対象指數の変動幅及び前取引日の最終の対象指數に 100 分の 8（直近の 3 限月取引以外の限月取引にあっては 100 分の 11）を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。	
(b) <u>フレックス限月取引</u>	(新設)
<u>1 ポイントの 1 万分の 1 の整数倍</u> の値段とする。	
c <u>東証銀行業株価指數オプション及び東証REIT指數オプション</u>	(新設)
(a) <u>フレックス限月取引</u>	
<u>1 ポイントの 1 万分の 1 の整数倍</u> の値段とする。	
2 <u>J-NET 市場特例第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</u>	(新設)
(1) <u>有価証券オプション取引</u>	
当日の指定市場におけるオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に基づき本所が算出する前日（休業日を除く。以下同じ。）終了時点の理論価格からオプション対象証券の価格変動幅（指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段と立会における直近の約定値段の差の絶対値をい	

う。以下この号において同じ。) 及び指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に、次の a から d までに掲げる取引最終日までの期間に従い、当該 a から d までに定める数値を乗じて算出した数値を減じて得た値段 (当該値段が 10 錢 (オプション対象証券の売買単位の数が奇数である場合は 1 円) 未満の場合にあっては、10 錢 (オプション対象証券の売買単位の数が奇数である場合は 1 円)) から、当該オプション対象証券の価格変動幅及び指定市場における当日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に、当該次の a から d までに掲げる取引最終日までの期間に従い、当該 a から d までに定める数値を乗じて算出した数値を当該当日の指定市場におけるオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に基づき本所が算出する前日 (休業日を除く。以下同じ。) 終了時点の理論価格に加えて得た値段までの範囲内の値段

- a 240 日以内 8 %
- b 240 日超 360 日以内 11 %
- c 360 日超 720 日以内 16 %
- d 720 日超 20 %

## (2) 指数オプション取引

次の a から c までに掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該 a から c までに定める値段とする。

### a 日経平均オプション

前日の対象指数の終値に基づき本所が算出する前日終了時点の理論価格から対象指数の変動幅 (前日の最終の対象指数と当取引日の取引対象指数を同じくする指數先物取引 (Large 取引) における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指數との差の絶対値をいう。) 及び前日の最終の対象指數に、次の (a) 及び (b) に掲げる取引最終日までの期間に従い、当該 (a) 及び (b) に定める数値を乗じて算出した数値を減じて得た値段

(当該値段が 1 円の 1 万分の 1 未満の場合にあっては 1 円の 1 万分の 1) から、当該対象指數の変動幅及び前日の最終の対象指數に、当該次の (a) 及び (b) に掲げる取引最終日までの期間に従い、当該 (a) 及び (b) に定

める数値を乗じて算出した数値を前日の対象指標の終値に基づき本所が算出する前日終了時点の理論価格に加えて得た値段までの範囲内の値段

- (a) 90日以内 8%  
(b) 90日超 11%

b 東証株価指標オプション及びJPX日経インデックス400オプション

前日の対象指標の終値に基づき本所が算出する前日終了時点の理論価格から対象指標の変動幅（前日の最終の対象指標と当取引日の取引対象指標を同じくする指標先物取引（東証株価指標を対象とする指標先物取引においてはLarge取引）における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指標との差の絶対値をいう。）及び前日の最終の対象指標に、次の（a）及び（b）に掲げる取引最終日までの期間に従い、当該（a）及び（b）に定める数値を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が1ポイントの1万分の1未満の場合にあっては1ポイントの1万分の1）から、当該対象指標の変動幅及び前日の最終の対象指標に、当該次の（a）及び（b）に掲げる取引最終日までの期間に従い、当該（a）及び（b）に定める数値を乗じて算出した数値を前日の対象指標の終値に基づき本所が算出する前日終了時点の理論価格に加えて得た値段までの範囲内の値段

- (a) 90日以内 8%  
(b) 90日超 11%

c 東証銀行業指標オプション及び東証REIT指標オプション

前日の対象指標の終値に基づき本所が算出する前日終了時点の理論価格から対象指標の変動幅（前日の最終の対象指標と直近の対象指標の差の絶対値をいう。）及び前日の最終の対象指標に、次の（a）及び（b）に掲げる取引最終日までの期間に従い、当該（a）及び（b）に定める数値を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が1ポイントの1万分の1未満の場合にあっては1ポイントの1万分の1）から、当該対象指標の変動幅及び前日の最終の対象指標に、当該次の

(a) 及び (b) に掲げる取引最終日までの期間に従い、当該 (a) 及び (b) に定める数値を乗じて算出した数値を前日の対象指指数の終値に基づき本所が算出する前日終了時点の理論価格に加えて得た値段までの範囲内の値段

<u>(a)</u>	<u>90日以内</u>	<u>8%</u>
<u>(b)</u>	<u>90日超</u>	<u>11%</u>

- 3 第1項に規定する先物取引に係るJ-NET取引の基準値段及び国債証券先物オプション取引に係るJ-NET取引の基準値段は、立会における呼値の単位の整数倍の数値のうち直近の本所が計算する立会のレギュラー・セッションにおける最も優先する売呼値の値段と最も優先する買呼値の値段を加えて得た数値を2で除して得られる数値に最も近接する数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値。ただし、本所が適当でないと認めるときは、本所がその都度定める数値とする。以下この項において「仲値」という。）又は立会における直近の約定値段（ストラテジー取引によるものを除く。）に基づき本所が算出した値段とする。ただし、当取引日に仲値又は立会における当該約定値段がない場合は、立会における呼値の制限値幅の基準値段とする。

（取引参加者等への通知及び公表）

- 第7条 J-NET市場特例第14条第2項に規定する想定元本額は、当該取引成立の取引日における業務規程第12条第2項に規定するオプション対象証券の最終の約定値段に基づいて算出する想定元本額とする。

- 2 J-NET市場特例第14条第2項に規定する本所の定める金額は、10億円とし、本所の定める日は、当該取引成立の取引日の翌日とする。

**付 則**

- 1 この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年

- 2 前項に規定する先物取引に係るJ-NET取引の基準値段及び国債証券先物オプション取引に係るJ-NET取引の基準値段は、立会における呼値の単位の整数倍の数値のうち直近の本所が計算する立会のレギュラー・セッションにおける最も優先する売呼値の値段と最も優先する買呼値の値段を加えて得た数値を2で除して得られる数値に最も近接する数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値。ただし、本所が適当でないと認めるときは、本所がその都度定める数値とする。以下この項において「仲値」という。）又は立会における直近の約定値段（ストラテジー取引によるものを除く。）に基づき本所が算出した値段とする。ただし、当取引日に仲値又は立会における当該約定値段がない場合は、立会における呼値の制限値幅の基準値段とする。

（新設）

6月25日から施行することが適当でないと  
本所が認める場合には、同日後の本所が定め  
る日から施行する。